

市民社会における人間と倫理（3）

— ヘーゲル『法・権利の哲学』を読む —

福吉勝男

<承前>

「市民社会における人間と倫理（1）」（名古屋市立女子短期大学研究紀要、第55集、1995年6月）

「市民社会における人間と倫理（2）」（名古屋市立女子短期大学研究紀要、第56集、1996年3月）

前号において、ヘーゲル『法・権利の哲学』の第188節から第198節までを読み、論評してきた。本号では、第199節から読んでいくことにする。

[第199節]（本節から第208節まで、「 \circ 資産」としてまとめられている）

<ヘーゲルの叙述>—労働と欲求の充足が相互依存的であるところから、主観的利己心はあらゆる他人の欲求を充足させるための寄与に転化する。すなわち、各人の主観的利己心による自らのための取得、生産、享受はまさに他の人々の享受のための生産取得になるのである。

万人の依存関係という全面的からみ合いの中に存するこの必然性が今や、各人にとって普遍的で持続的な「資産」(Vermögen, capital) に他ならない。各人は、自分の教養と技能によってこの資産に参加し、その配分に預かり、そうすることによって自分の生計を安全にする可能性を与えられている。と同時に、逆に各人の労働によって媒介されたこの取得が、普遍的資産を維持増大させる。

<論評>—本節においてヘーゲルが主として確認しているのは、私的利益の追求が公益の増進に転ずることについてである。こうした私益＝公益という形で万人が相合に依存しあっているのは、市民社会（の構成員）のあり方の1つの特徴に他ならない。

この全面的依存性（万人の）が各人にとって「普遍的で持続的な資産」に他ならない、このヘーゲルの確認が重要である。この場合の「資産」はVermögenであり、「資力」ともいわれる。要するに、財産とともに能力の意味がある。したがって、ここでの「普遍的資産」とは社会的意味合いで考慮すると、翻訳者が注記しているように、社会全体の生産物、生産力、経済組織のことであろう。

こうした社会的資産、組織に各人は自らの教養、技能によって参加し、その配分にあずかり、自分の生計を維持する可能性を与えられるのである。

ここでは、社会とそれを構成する個々人との基本的な関係が簡明に述べられているといえる。

[第200節]

〈ヘーゲルの叙述〉——普遍的資産に参与してその配分にあずかる可能性、すなわち個人の特殊の資産は次の2つによって制約されている。1つには彼の直接的な基礎財産(Grundlage)によって、もう1つは彼の技能によってである。

この技能もまた、資本と諸々の偶然的事情によって制約されている。これら多くの偶然的事情が各人の、もともと不平等であった生まれつきの身体的精神的な素質を、その発達において相違させる。この相違が社会のあらゆる場面、段階に現われ、その他の偶然的条件とあいまって、諸個人の資産、技能の不平等を必然的に生み出すのである。

生来の人間の不平等を市民社会において廃止しないばかりか、むしろ技能、資産の不平等へ、さらには知的、道徳的教養の不平等へも高めさえする。

市民社会においては、人々の間にこうした様々な大きな不平等をもたらすけれども、人々の生き、暮らしていくにあたっての諸欲求とそれに関わる諸運動との体系には、「理性」(Vernunft)が内在している。この理性こそ、この体系を諸区別をもった1つの有機的全体に編成する。

〈論評〉——本節は、市民社会における個人のあり方と、市民社会の内的構成の端緒を理解していく上で重要なところである。

まず、次のキーワードの意味の確認が必要である。

第1は、「直接的な基礎財産」について。「直接的な」とは、自分自身の労働によって獲得されたのではないという意味である。したがって、この財産は親から受け継いだ遺産のごときものである。

第2は、技能が「資本」と「諸偶然的事情」によって制約されることについて。技能を修得するには教育を受ける必要がある。教育を受けるには、それ相当の資産・資本が必要である。それゆえ、技能修得はまず資本によって制約されるし、またその個人が技能修得に熱心か否か、家庭環境や事情等、偶然的な個人的、家庭的、社会的諸事情によって制約される。もともと私が資産・資本のある家に生まれるか、それに無縁の家に生まれるかも、私にとってまさに偶然である。

第3は、「諸偶然的事情」が諸個人の資産・技能において不平等を必然的に結果することについて。市民社会の成員はすべて平等に所有権を認められているが、平等なのは権利だけであって、現実に平等か否かとは無関係なのである。

ヘーゲルの主張において重要なのは、次の3点である。これらは、我々が生きる現代社会においても基本的に指摘しえる事柄である。

第1は、市民社会構成員1人ひとりの条件の相違と、各人における諸能力上での発達の違いとの関連という点である。市民社会を構成する成員1人ひとりのおかれている条件、環境は当然ながら様々に異なっている。その結果、各人の身体的精神的素質の発達において相違

を見せ、また知的道徳的教養の面で不平等を引き起こすとヘーゲルはいう。

第2は、第1の各人における相違や不平等を市民社会が廃止するのではなく、むしろ拡大、増進させさえするという点である。このことは、「私が何をどれだけ占有するかは1つの法的偶然である」(第49節)との指摘事項に関わる。すなわち、市民社会における各人すべてに対する平等な所有権の承認といわれる場合の平等は、権利においてだけであって、実質的には大きな相違、不平等が法的、制度的に保障され、固定され、拡大されるのである。¹⁾

第3は、こうした市民社会にも理性が内在しているとする点である。市民社会における第1と第2の点だけの確認で終わるなら、その市民社会といわれるものは、もはや人間の社会ではなくて、動物の弱肉強食の世界に他ならず、そこには混乱と無秩序しか存在しないであろう。しかし、ヘーゲルは各人に相違と不平等を生み出し拡大させる市民社会にも、自らを1つの「有機的全体」に編成する理性の力を認めるのである。この場合の「有機的全体」は、ヘーゲルにおいて積極的意義を有する事柄である。相違や不平等という消極的・否定的側面、あるいは内容を内に含み、むしろそれを契機にして有機的全体＝市民社会を構成するとの考えである。

問題は、この「有機的全体」＝市民社会を構成する「理性」の具体的内容は何であり、その構成の仕方、特徴はどのようなものなのか、そして直接的、具体的には、先の相違や不平等がどのようにして積極的なものへと転化ないしは補填、解消されるとするのかということである。次節以下での最大の課題は、この点に集約されると思う。

[第201節]

<ヘーゲルの叙述>——市民社会構成員の諸欲求を充足させるための多種多様な手段と、構成員全員が相互的に行なう生産及び交換において、これら諸手段が限りなく交錯し合う運動、この両者は各々に内在する一般的共通性によって、諸々の一般的集団に區別される。

こうして全連関が、欲求、手段、労働の特殊の体系に、また欲求を充足させる仕方・方法の特殊の体系に、そして理論的、実践的教養の特殊の体系につくり上げられる。諸個人が割り当てられているこの諸体系が、「(社会)階層」(Stand, class)²⁾の區別である。

<補遺>——普遍的資産に参与してその配分にあずかる仕方・方法は、諸個人それぞれの特殊性にゆだねられている。しかし、こうした「市民社会の特殊化」——市民社会における個人の社会的資産への参与、配分方法での區別——に相違があるのは必然的なことである。

国家の第1の土台が家族であり、「階層」は第2の土台である。この第2の土台が重要なのは、私的人格は利己的であるにもかかわらず、他人のことを顧みざるをえないという必然性をもっているためである。ここに、利己心が普遍者たる国家に結びつく根がある。

<論評>——市民社会における「特殊性」の理解が最も重要な点である。この特殊性を指摘

したところに、ヘーゲルの偉大さとともに、ヘーゲル理論の最大の弱点があるといえるかもしれない。

特殊性に関して考えなければならない第1の点は、この特殊性ぬきの個別と普遍だけで存立している事態である。おおよそ想定されるのは、次の2つの事態である。

1つは、普遍を無視したり、また普遍との絶対的対立のもとで個別だけが存立している場合。本節、「補遺」におけるヘーゲルのいい方に従えば、個別＝個々人、普遍＝国家として先の事態を考えればよい。個々人は自己の利益のみを追求して、他人のこと、国家のことなどももちろん眼中にない振る舞い方である。人間集団は、弱肉強食の無秩序の状態にあるといえる。ヘーゲルのいう「精神的動物界」(『精神の現象学』)といったところか。もう1つは、個別と普遍が直接的一体性にあり、個別が普遍に、個々人が共同体(国家)に埋没している事態である。この場合は、古い共同体がイメージされ、そこでは個々人の自立が確立していないのである。

こうした2つの事態は、ともに不正常である。不正常な事態を解消し、克服していく措置がヘーゲルにあって「特殊性」である。個別－特殊－普遍と図式化できるように、個別と普遍との媒介項として特殊、つまり(市民)社会が位置づけられる。

国家反逆のテロ行為や戦時などの非常時の場合は、この特殊＝(市民)社会の項がほとんど効力を有していない。これに対して、平時の場合や、健全な(社会)の時であればあるほど、市民社会が豊かに光り輝いているといえる。市民社会が豊かで光り輝いているということは、その構成員がそうであることを意味する。

したがって、個人－国家関係だけに集約されない市民社会(特殊)の独自の意味と役割に注目したヘーゲルは、西洋思想史上で際立つ思想家であるといえる。

ヘーゲルの指摘する特殊性に関して考えなければならない第2の点は、次のことである。市民社会の構成員個々人が、それぞれ異なった様々な欲求をもち、また様々な手段や方法で欲求を充足させることは、ヘーゲルの指摘どおりである。また、個々人が異なった理論的、実践的教養も身につけることもそのとおりである。こうして、ヘーゲルは諸個人が社会的資産への参与を配分方法上で違いがある、区分けされる必然性と、そこにある、あるいはその際に現れる不平等とを同一視している点で問題だと私は考える。

むしろ、前節までにおいて、ヘーゲルは市民社会における個々人(に関する)の不平等を指摘しておきながら、その不平等の原因を解決する方法を根本的に見出す方向に進まずに、各人間の不平等を各人間の相違、区分けへ置き直してしまったといえるのではないか。この点が、ヘーゲルの考えの最大の弱点に行き着くかもしれない。

したがって、各人の特殊問題の追求は、「階層」(Stand)問題へと導いていた。この社会階層は不平等の問題ではなく、階層上の違い、区分けに他ならない。ただし、ヘーゲルも不平等問題をまったく忘れたわけではないであろう。以下の節でのポイントは、社会階層問題の展開を通して、不平等問題が再びどう扱われ、解決されようとするのかということであ

る。

[第202節]

〈ヘーゲルの叙述〉——(社会)階層は、概念にしたがって、第1に実体的ないし直接的階層、第2に反省的ないし形式的階層、第3に普遍的階層として規定される。

〈論評〉——3つの社会階層についての詳細な説明は、次節から行なわれる。したがって、階層についての立ち入ったコメントはここでは必要ないと思う。ただし、次の2つの点について少しふれておきたい。第1は、概念にしたがっての3つの階層への区別について。第2は、階層の意味について。

第1の概念による区別とは、こういうことである。個別と普遍との直接的一体性にあるのが「実体的階層」、反省によるこの一体性の分裂によって成立するのが「反省的階層」、分裂を通じて普遍性が回復しているのが「普遍的階層」である。ここに、ヘーゲル論理の適用をはっきりとみてとることができる。

第2のヘーゲルのいう「階層」は、経済社会としての「欲求の体系」の中の「特殊的体系」であり、経済的なものである。ヘーゲルのいう階層においては、職業選択の自由が認められるから、階層の区別は職業の区別とほとんど同義である。こうした意味で、ここでの階層は中世の身分——ある身分から他身分への転移が不可能であって、政治的な意味あいを有していた——とは異なるといえる。ただし、ヘーゲルの説明する階層も議会(構成)とのからみで、政治的意義が付与される。これについては、後に検討することにする。

[第203節]

〈ヘーゲルの叙述〉——第1の実体的階層は、自分が耕す土地の自然的産物を己の資産とする。土地は排他的私的所有たりうるものである。

労働と取得とが、(イ)それぞれ別々の特定の季節に結びついている、(ロ)収益が自然条件に大きく左右される、こうしたことに備えて、この階層にあっては将来に備えて諸々配慮される。こうした諸制約のために、この階層は家族関係と信頼に基づく直接的倫理の実体的心指し(*Gesinnung, disposition*)³⁾を保持する。

国家の始まりと最初の建設が、婚姻制と農業の創始にあるとする考えは正しい。なぜなら、農業の原理は土地の形成とともに排他的私的所有を伴うものであり、野蛮人の流浪生活を、私法による平穏な状態と欲求充足の保障された状態とへ導くからである。そしてこれにともなう、性愛が婚姻へと制限され、それによって家族に対する配慮、家族財の確保・拡大が重要視されるようになるからである。

欲求充足の保障、確保、持続など——農業と婚姻の制度の創始に密にからむ——のこれらの特徴は、普遍性の諸形式に他ならず、理性的本性がこれらの対象において現われる諸形態

に他ならない。

(以下、略)

〈補遺〉——現代では、農業経営は工場のように反省的方法でも行なわれる。それゆえ、農業は第2階層の性格をも帯びる。しかし、それでもこの第1階層は家父長的生活様式と、こうした生活につきものの実体的心指しを持ち続けるであろう。人間はこうした第1階層にあっては、与えられ授けられたものを直接的な感情をもって取り上げ、これを神に感謝し、神のこの慈しみがいつまでも続くだろうという敬虔な信頼に生きる。(以下、略)

この階層にあっては、自然が主役を演じるのであり、これに比べれば、自己の勤勉は従属的なものである。ところが、第2階層にあっては、悟性(知性)が本質的な役割をなすのであって、自然的産物は材料とみなされるにすぎない。

〈論評〉——第1の実体的階層は農業生産者であり、この生産者に関わるヘーゲルの特徴指摘はおおむね妥当なものである。重要な点を再確認しておく。

1つには、農業生産は季節等の自然条件に根本的に規定されるということである。2つには、農業生産の基礎になる土地は排他的私的所有たりうるという点である。このことについては、土地に関する近代的所有権の尊重の視点にヘーゲルが立っていることの証であり、注目しておくべきことである。3つには、きわめて現代的な農業経営——工場のような——にも注目していることである。4つには、〈農業—婚姻—家族〉の図式の中での農業生産者間につきものの生活様式、倫理のあり方についての指摘が重要である。この点について、私は少し詳しく論評しておきたい。

ヘーゲルは、農業生産者は「家族関係と信頼に基づく直接的倫理の実体的心指し(Gesinnung)」を保持するという。農業は、ヘーゲルが指摘するまでもなく、原野を耕やし厳しい自然条件に制約されて、家族の長(夫であり、父親)を中心とした家族構成員が一人となって勤労することを特徴としている。したがって、家族(構成員)の生活上での基本的な態度としては、1つは自然への直接的な感情であり、もう1つは家族の長への直接的な感情である。

前者は、人間をも含めた自然界全体を支配する神への感情に他ならない。収穫前には農作を神に祈り、実り多い秋を迎えれば、これを神に感謝し、神への敬虔な信頼感を強めることになる。

後者にあっては、家族の長は妻や子供らのために、家族財の確保・拡大を何よりも重視しなければならない。変わりやすく厳しい自然条件に農業生産は制約されるがゆえになおのこと、1回限りの実り多い収穫に満足し、それを消費することに喜びを見い出してばかりではいられないのである。ここには、自分の生命をかけても家族への生活上での保障を確保しなければならない厳しい姿が浮かび上がってくる。これが、家族への直接的な無私的愛(情)

なのである。と同時に、家族員による家族の長への信頼も、自分たちの生命と財産を懸命にならなければならないという意味で、絶対的といえるほどのものである。

したがって、絶対的信頼という意味では、家族全員の神に対するものと、家族員の家族の長に対するものとは同一、パラレルだといってよい。それほどの強い結びつきが後者にはあるといえる。同時に、この強固さを裏返していえば、家族の長の家父長的位置づけ（態度）ということにもなりうるわけである。

ここでは当面、個々人の独立した人格の尊重なり、これに関わった倫理のあり方は問題にならない。ヘーゲルのいう「家族関係と信頼に基づく直接的倫理の実体的心指し」とは、以上のようなことを意味していると私は考える。

[第204節]

〈ヘーゲルの叙述〉——第2の商工業階層は、自然的産物を形成することを仕事としている。そして、この階層の生計の手段は自己の労働、反省、知性を頼りとし、また本質的に自己の欲求及び労働を他人の欲求及び労働と媒介することを頼りとしている。

この階層の仕事は、さらに次のように区分される。(イ) 個々の欲求をかなり具体的なやり方で、個々人の求めに応じて満たす労働にたずさわる手工業階層。(ロ) いっそう一般的な需要に応じる抽象的な大量生産労働にたずさわる工業家階層。(ハ) 主として普遍的な交換手段＝貨幣（全ての商品の抽象的価値が現実存在している）によって、諸手段を相互に交換する仕事にたずさわる商業階層。

〈補遺〉——商工業階層に属する個人は自己を頼りとしている。この自負は自由と秩序に対する感覚と結びついており、したがってこれは都市で芽を出した。

第1階層は自然への従属感が第1のものであり、屈従への傾向が強いのにに対して、第2階層はより多く自由への傾向をもっている。

〈論評〉——第2階層に属するのは、ヘーゲルによると、手工業者、工業関係者（資本家だけでなく工場労働者も含む）、商業従事者である。彼らが生計を営む手段上の特徴は、一人ひとり自からの力（「労働、反省、知性」）を頼りとしている点である。ここから、彼らの倫理観において、次のことが明らかになる。

第1階層は、自然の恵みのもとでの土地と一体となって生き、その自然、土地と関わる家族構成員はその長と一体となって生きる。したがって、自然に対する家族と、家族の長に対する個々の構成員との関係はパラレルであり、ともに後者の前者に対する信頼感とともに従属感が濃厚である。

これに対して、第2階層では、頼りになるのがあくまでも個人であり、個人の力なのである。頼るものは個人、己れしかないとのいい方には悲壮感が伴うのは確かである。しかし、

自己の力で何事も可能との自負の気持が前面にでるのは間違いない。この自負が「自由」への感覚と結びつくわけである。倫理問題としては、この自由の精神の発達ということが最も重要である。

歴史的にみても、商工業者たちが大きく成長し始めた中近世期での都市の形成と、そこでの人々の意識・価値観の変化が、先のことを如実に物語っているといえる。

[第205節]

〈ヘーゲルの叙述〉——第3の普遍的階層は、社会の普遍的利益追求を己れの仕事とする。したがって、この階層は私有の資産によってか、この階層の活動を要求する国家によって補償されるかして、自分の欲求充足のための直接の労働から解放されていなければならない。

〈論評〉——本節でのヘーゲルの主張は明瞭である。普遍的階層に属するのは、具体的には第202節でも確認したように、官吏・公務員と軍人である。

官吏・公務員の中には、現代風にいえば、国家公務員も地方公務員も含まれ、また地方・国政レベルの政治家も含まれるであろう。彼らは自分の欲求を充足し、利益追求のための労働が免除されるかわりに、余裕のある私有資産か、ほとんどの場合、国家によって生活が補償される。

したがって、彼らの唯一の仕事は社会の普遍的利益を追求すること、これしかない。ここにズバリ、普遍的階層の身の処し方、振る舞い方の基本、つまり倫理のあり方が明示されているといえる。ヘーゲルは後に詳しく述べるはずであるが、「公共の福祉」のためとか、「愛国心」からといったことが中心になるはずである。

[第206節]

〈ヘーゲルの叙述〉——個人がどの階層に属するかには、気質、生まれ、境遇が影響を及ぼす。しかし、本質的に究極の決定を下すのは、個々人の主観的意見や特殊的自由意志である。市民社会においては、こうした主観的意見や特殊的自由意志の、権利・功績・名誉が認められている。したがって、市民社会で内的必然性によって生じるものは、同時に自由意志によって媒介されており、主観的意識にとっては己れの意志のなす業であるという姿を呈する。

特殊性の原理や主観的自由意志の原理に関して、東洋と西洋、古代世界と現代世界とでは、その政治生活において違いが現れる。

社会全体の諸階層への区分において、東洋や古代世界では主観的特殊性の原理が権利を得ているわけではない。例えば、プラトンの『国家』⁴⁾における叙述や、インドのカーストをみよ。

しかし、西洋の近代（ヘーゲルの現代）では、主観的特殊性は客観的秩序と適合させられ、同時にこの秩序の法の中で維持されるから、この特殊性は市民社会のあらゆる生動の原理、

思惟活動発展の原理、功績と名誉の原理となる。

市民社会や国家において、理性によって必然的に存在するものは、同時に自由意志によって媒介されて生じなければならないということ、このことの承認と権利こそ、自由のいっそう進んだ規定なのである。

<論評>——個人が3つの階層のどれに属するかを決する本質的な要素・要因は何かは重要であり、興味深い点である。ヘーゲルは、それは「主観的意見」や「特殊的自由意志」であるという。この意見や自由意志とは、個々人の主体的で自主的な考えのことである。重要なのは、個々人のということと能動的にということが主要に関与するという点である。したがって、ヘーゲルが市民社会で「内的必然性」によって生じるところのものというのは、いうまでもなく労働市場における労働力の需給関係をさすのであるが、この需給関係も「自由意志によって媒介され」ており、個々人の「己れの意志のなす業」をなすとは、与えられた内容に関する「選択の自由」である自由意志によって媒介されているという形で、個々人（の意志）が能動的に、本質的に関与しているということを表現しているわけである。

もっと分かりやすくいえば、ある個人がどのような階層に属し、いかなる職業に従事しているかは、市場における需給関係によって決定され、その決定のところには個々人の選択の自由＝自由意志が働いているということである。

こうした（市民）社会における個人のあり方、あるいは（市民）社会と個人との関係の仕方は、すぐれて西洋近代のものであって、決して古代や東洋世界のものではない。この個人の特殊的意志、自由意志が能動的に機能し、効力を有していなければ、市民社会や国家の何物も存在しえないとされる。この個々人の自由意志こそ、市民社会のあらゆる生動の原理であるとヘーゲルはいうのである。

こうした市民社会の中での個人のあり方、あるいは市民社会と個人との関係の仕方に、「自由」のいっそう進んだ規定があるとヘーゲルは確認している。まさにこの点にこそ、市民社会における個人の倫理問題に関するキー・ポイントがあるといえる。

[第207節]

<ヘーゲルの叙述>——個人が現実性を獲得するのは、自分をひとえに欲求の特殊的な圈[諸階層]の1つに局限することによってだけである。したがって、ここでの倫理的な心指し(Gesinnung, frame of mind, disposition)は実直さ(Rechtschaffenheit)[第150節参照]と階層上の誇りである。

誇りとはこういうことである。各個人は自分自身の決定により、自分の活動、勤勉、技能を通じて市民社会の成員となり、成員として自分を普遍的なものと媒介することによってのみ自分のために配慮し、またこうすることによって社会的に承認されているということである。

道徳 (Moralität) がその固有の場をもつのは、この圏においてである。この圏においては、自分の行動に対する反省、諸特殊の欲求と福祉との目的が支配的であるからである。また、これらの欲求と福祉を充足させるにあたって偶然性が働くというのは、他人に対する偶然的個別的援助をも義務たらしめるからである。

個人は、最初のうちは [特に若いときには]、1つの特殊な階層に属する決心をするという考え方に反抗して、そうすることを自分の普遍的使命の制限、たんに外面的な必然性とみなす。しかし、これは彼の考えが抽象的であるためである。

<補遺>—人間がひとかどの人物 (etwas, somebody) でなければならないということの意味は、人間は一定の階層に属すべきだということである。その理由は、この「ひとかどの人物」というのは、人間はそのさい何か実体的なものである、ということをおうとしていからである。

階層に属さない人間はたんなる私的人格であり、現実的普遍性 (wirkliche Allgemeinheit) のなかに位置を占めていない。(以下、略)

<論評>—個人が現実性を獲得する、つまり「ひとかどの人物」であると認められ、社会的に承認されるには、一定の社会階層に属さなければならない。したがって、ここでの倫理のあり方のポイントをなすものは、「実直さ」と階層上の「誇り」である。

実直さについては、すでに第150節で詳しく述べられているので省略する。では、階層上の誇りとは何か。それはこういうものである。他ならぬ自分自身の意志による決断によって市民社会の一員になり (一定の階層に属する)、自分自身の努力と技能とにより市民社会の中で他の成員と関わり、彼らのための働きを通して自分自身に配慮する、こうして市民社会において自己の存在意義が認められている、ということである。

ここには、<自力で> とか <自立して> という自信に満ちたものがみられ、同時に自分自身への配慮が (市民) 社会のためをなしているとの自覚がある。こうしたところに、「階層上の誇り」とヘーゲルがよぶ内実があるといえる。社会のための活動であっても、他者からの強制によるものであれば、強い誇りの感情は生じない。また、<自力で>、<自立して> ということがいくら強調されても、そこでなされる事柄がたんに自分自身だけの欲求を充足させ、自己自身の配慮でしかない場合、つまり他者や社会を意識しないものなら、そこには「誇り」なる感情は生じないであろう。⁵⁾

本節におけるヘーゲルの主張で、もう1つ注目しておくべき点は、「道徳」がここでその固有の場をもつと述べられていることである。「道徳」については、第2部で詳しく説明されているが、道徳の特徴を一言でいえば、それは特殊的主観の立場において成立するものであり、その権利は「特殊性の権利」(第24節、注解)、「主観的意志の権利」(第107節)であった。したがって道徳は、「特殊性の原理」(第185節)を第1の原理とする市民社会において

「その固有の場」をもつわけである。

確かに、第2部の「道徳」と第3部の「市民社会」における当該カ所とは、それぞれ「特殊性の権利」、「特殊性の原理」が中心を占める点で共通している。しかしながら注意を要するのは、「道徳」の場合はいくまでも「主観的意志の権利」が重要視され、他者・社会との関わりが極めて希薄だということである。これに対して、市民社会における「特殊性の原理」は、自分自身への配慮が強調されたとしても、先の「階層上の誇り」のところでも述べたように、そうすることによって「社会的に承認されている」、あるいは市民社会のためをなしているとの自覚と密接に結びついているのである。

したがって、「道徳」において強調される個人とか主観が、「市民社会」において、社会における個人、あるいは〈社会—個人〉関係として新たに理解され直す。ここに、道徳が市民社会において「その固有の場」をもつといわれたのである。こうしたことを、社会における倫理問題の重要な事柄として理解しておく必要がある。ただし、ヘーゲルによれば市民社会における倫理を考えた場合、ここではまだ個人や特殊性の原理が強く、客観的普遍性が成立していない。この点が今後克服され、実現されねばならない重要課題となるのである。

[第208節]

〈ヘーゲルの叙述〉——ここまで説明されてきた欲求の体系の原理は、知と意志の働きの特殊性である。したがって、欲求の体系は即かつ対自的に存在する普遍性、すなわち自由の普遍性をたんに抽象的に、それゆえ所有の権利として含んでいるだけである。

しかし、この所有の権利は効力をもつ現実性に達しており、「司法活動」(Rechtspflege, the administration of justice)による所有の保護として存在している点の確認が重要である。

〈論評〉——本節において確認すべきポイントは、「効力を持つ現実性」にまで至ったところの、つまり「司法活動による所有の保護」の対象になっている「所有の権利」とは、どのような事態をいうのかという点である。

この点についてのヘーゲルの詳細な説明は、「B 司法活動」としてまとめられている次節以下で行なわれることになる。したがって、ここではこれまでの「A 欲求の体系」の帰結として問題になった事柄との関係で、「所有の権利」の現実的事態あるいは「所有の権利」がかかえる現実的課題について確認しておきたい。

「欲求の体系」の特徴は、本節においてもヘーゲルが述べるように、特殊性を第1の原理にしていることである。すなわち、個々人の特殊的で具体的な欲求とその充足を最大の眼目にしている。しかし、同時に留意しなければならないのは、こうした個々人の特殊な欲求も、その充足のための労働も相互依存的であるということである。

そして、この相互依存的というさい重要なのは、どれだけ個々人間に特殊性が強調されて

も、相互に守らねばならない秩序、ルールがあるということである。すなわち、全ての個人に彼の具体的欲求とその充足、これに関わる労働と所有等は権利として認められているのである。他人のこの権利を認めないなら、自分の権利も他人から承認されない。ここには相互に、対等・平等に遵守すべきルールがある。

しかしながら問題は、権利において対等・平等な個々人の間に、自らの欲求充足の過程とその現実的帰結において、「資産、技能の不平等」を、さらには「知的、道徳的教養の不平等」(第200節)を必然的に生み出す点である。

こうした不平等と内的に関連して生じる諸々の権利侵害——人格、生命、資産等に関する——に対する様々な法的配慮(政策的課題としてのものも含めて)をいよいよなさねばならない必要性を、ヘーゲルは「司法活動による所有の保護」として、本節であらかじめ概括したと私は考える。

注

- 1) 本節の論評においても私は指摘したが、市民社会における成員各人の平等は権利だけであって、現実には様々な差異や不平等が各人に生起し、現れることをヘーゲルは確認しているのである。様々な差異や不平等としてヘーゲルは、各人における技能、資産の不平等だけでなく、身体的、精神的な素質の発達における不平等、そして知的、道徳的教養の不平等への拡大まで確認した。

後節の叙述を視野に入れておこなうなら、ヘーゲルは先の差異や不平等から、さらに次のような認識にまで至るのである。「個々人の生計と福祉は1つの可能性として存在するにすぎない」(第230節)→市民社会の発達にともなって「貧富の格差の拡大」が生じる(第243節)→市民社会が必然的に多数の失業者を「貧民」や「賤民(Pöbel)」としてうみだす(第245節)。

本節での指摘は、こうした市民社会が必然的にかかえる根本的課題なり欠陥についての出発点(市民社会における「欲求の体系」と「司法活動」に残存する「偶然性」の問題についての端的な指摘は、すでに第188節でヘーゲルは行なっている)をなす確認なのである。

- 2) ヘーゲルにおける〈Stand〉を、わが国の翻訳書およびほとんどの研究書・論文では「身分」と訳している。

どの研究書・論文も、ヘーゲルのこの〈Stand〉はもちろん封建的な身分(世襲的、固定的なもの)ではなく、成員の自由意志によりある身分から他の身分への移動が可能(各人に選択の自由)であるとのヘーゲル自身の説明を強調したうえで、「身分」と訳語を与えている。

しかし、私としてはこうした説明やコメントを受け入れ、それに納得したうえでもなお、「身分」の訳語には異和感がある。そこで、私は「(社会)階層」と訳した。その理由はこうである。

ヘーゲルが第201節において、市民社会の構成員がすべて、「欲求、手段、労働」の違いや、「欲求充足の仕方・方法」の違い、また「理論的、実践的教養」の違いにより諸〈Stand〉に割り当てられることについて述べていた。すなわち、個々人が社会の中で属する基本的な諸集団が〈Stand〉として述べられているのである。したがって、この〈Stand〉は諸々の「職業集団」としてもよい。

ただし、ヘーゲルが本節(第202節)以降で詳しく展開しているのを先取りして内容を若干吟味してみると、次のことが明らかになる。第1の「実体的Stand」は農民と土地所有者である。第2の「反省的Stand」は商工業者で代表される。そして、第3の「普遍的Stand」は官僚・公務員、兵士、法律家、芸術家、聖職者、医者、学者などを含んでいる。

みられるように、第1から第3の〈Stand〉はほとんど職業によって区分されているといつてもよい。しかし、各〈Stand〉の中でも、例えば第1のものでは農民と土地所有者が含まれ、第3の〈Stand〉

には官僚・公務員から学者まで、というように多数の職種のものが一括され、職種・職業集団よりも広い社会的広がりをもった集団や階層が示されている。

以上のような理由から、私は <Stand> を、職業集団を中心として、しかし各職業集団をも包括するより広い社会的広がりの意味合いを含んだところの「(社会) 階層」と訳し、説明するのが適当であると考えているのである。

なお、加藤尚武ほか編『ヘーゲル事典』(弘文堂)では、見出し項目が「身分」および「職業・身分」であるのに対して、岩佐・嶋崎・高田編『ヘーゲル用語事典』(未来社)では、「階層 [身分]」が項目として採用され、説明されている。

T. M. Knox による英訳では、<class> とか <social class> とされている。

3) <Gesinnung> に関して中央公論社版の訳者は、本節(第203節)までに使用されたこの語に次のような訳語を与えている。

- (イ)「真実の良心は、即自かつ対自的に善であるところのものを意志する心がけ (Gesinnung) である」(第137節)
- (ロ)「真実の良心は、次の部ではじめて現れる倫理的心がけ (Gesinnung) の中に含まれている」(第137節)
- (ハ)「倫理的なものは主体的な心がけ (Gesinnung) である、だが、即自的にある権利ないし正の主体的な心がけ (Gesinnung) である」(第141節)
- (ニ)「家族は精神の直接的実体性として、精神の感ぜられる一体性、すなわち愛を己の規定としている。したがって家族的心術 (Gesinnung) とは、――」(第158節)

みられるように、訳者は <Gesinnung> に「心がけ」と「心術」の二つの訳語を与えている。このような訳語を与えた上で、訳者は次のような「注」をつけて説明している。<Gesinnung> とは、「一般的には、行動または思考に方向と目標を与える限りでの、人間の根本的な心がまえ。ヘーゲルでは、道徳の立場での良心はたんに意志活動の形式的側面であるにすぎず、真実の良心は倫理の立場ではじめて成立する。それが倫理的な心術であって、『即自かつ対自的に善であるところのものを意志する心がけ』(第137節)」(藤野・赤沢訳『ヘーゲル 法の哲学』「世界の名著」35、中央公論社、387ページ)なのである。

訳者によるこの「注」では、『法・権利の哲学』第2部「道徳」の立場における「良心」が第3部「倫理」の立場においてその真実の姿をとる、ということとの内的関連において<Gesinnung>が説明されている。確かに、先のヘーゲルによる <Gesinnung> の使用例(イ)、(ロ)、(ハ)は「良心」という内的主体的なものとの関連で、まさに主体的なあるいは主体的に意志する「心がけ」と訳されているのである。これに対して、(ニ)においては、すなわち「良心」が真実の姿をとるとされる「倫理」の立場の「家族」において、「愛」が家族的 Gesinnung、すなわち家族的「心術」と訳されている。

問題は、「心がけ」と「心術」の訳語が異なる意味を指し示し、違った内容を含んでいるのかどうかという点である。周知のように、『法・権利の哲学』第2部「道徳」における「良心」と、第3部「倫理」における「倫理的 Gesinnung」――第3部では「良心」は使用されず、代わってこの語が用いられ、そしてこれが今「家族的な心術」等を含む「倫理的な心術」と記されている――とは意味内容は異なっている。というよりも、後者のほうが前者よりも内容的に深化拡大しているのである。それは、「道徳」の場合の「良心」は個々人の主観の「良心」が中心であるのに対して、「倫理」の場合の「倫理的 Gesinnung」は家族、市民社会、国家という社会システムなり社会関係における、あるいはそれらとの関わりにおける成員の <Gesinnung> という点が濃厚なのである。ヘーゲルはこの点の事情を考慮して、「倫理」における「倫理的 Gesinnung」において「良心」が真実の姿をとる、と説明したのである。

社会関係をいまだ考慮せず、他者との関係を捨象したところでの、個人の「良心」から社会関係の中での成員の <Gesinnung> へ。あるいは抽象的個人から具体的個人へ、その個人における「良心」のあり方の違いと理解すればよいであろう。こうした違いが、「道徳」の段階の「良心」から「倫理」の段階の「倫理的 Gesinnung」への移行にはあるとしても、両者には共通する重要な点がある。それは、良心

であれ、倫理的 *Gesinnung* であれ、またその担い手が個人であれ、成員であれ、それらは結局、一人ひとりの内面的主体性を表現するものに他ならないということである。この内面的主体性に裏打ちされたものこそ、「道徳」における「個人」の「良心」であり、また「倫理」における社会的成員の〈*Gesinnung*〉に他ならない。だからこそ、ヘーゲルも「真実の良心は——倫理的 *Gesinnung* の中に含まれている」(ロ)、「倫理的なものは主体的な *Gesinnung* である」(ハ)とのべ、また、「家族」における「愛」を「家族的 *Gesinnung*」(ニ)と説明したのである。(ちなみに、ヘーゲルの叙述で「家族」に続く「市民社会」と「国家」における「倫理的 *Gesinnung*」は、前者にあっては「実直さ」(*Rechtschaffenheit*, 第207節)、後者にあっては「愛国心」(*Patriotismus*, 第268節)と説明されている。したがって、訳者のように(ロ)と(ハ)を「心がけ」とし、(ニ)を「心術」として訳し分ける正当な理由がないように思われる。

くり返しになるが、内面的主体性の主体的担い手である個人が抽象的か具体的かの違いがあるにしても、主体である個人の内面的主体性のあり方に〈*Gesinnung*〉は共通して関わるのであるから、「心がけ」と「心術」の2種類の訳語は必要ないと考える。まして、「心術」というほとんど日常的に用いられていない術語は分かりにくいと思う。

では、〈*Gesinnung*〉の訳は「心がけ」が最も妥当だろうか。私はこれまでの検討を通して、ヘーゲルの〈*Gesinnung*〉は M. ヴェーバーの〈*Ethos*〉(エートス)に近いのではないかと考えている。

ヴェーバーが〈*Ethos*〉を初めて本格的に使用し出したのは、『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』(最初の発表は1904/05年に論文として)においてのようである。岩波文庫版の訳者・大塚久雄氏は、その「解説」において〈*Ethos*〉について次のように説明している。

大塚氏は、「本訳書では考えるところがあってことさらに原語のままとしておいた」とし、そして、まず「エートス」と「倫理」とでは用語法上、意味内容上で深い関連があることを指摘した上で、両者には重要な違いがあるとす。この点を明らかにするために、氏は「エートス」の具体的な使用例をあげ、おおよそこう述べている——ヴェーバーは「エートス」ともいえるところをしばしば「心的態度」(*Gesinnung*)、「倫理的態度」(*ethische Verhalten*)、「生活の仕方」(*Art der Lebensführung*)、「人間」(*Menschentum*)等と言い換えているだけでなく、さらに「エートス」に関連して「倫理の衣服をまとった一定の生活形式」、「経営者の魂をうごかしている精神」、また「労働意欲」などと表現している。こういところから、さしあたっては、「倫理」がすぐれて規範を意味し、教義と関連させられているのに対して、「エートス」は、そうした「倫理」が「人々のうちにやどり、彼らを内側から一定の方向に押しうごかしていくところのいわば現実の起動力としてとらえられている」(149ページ)。こうして大塚氏は、「人々を内側から押し動かすところの起動力」として「エートス」を説明し、そして「歴史上ある特定の『エートス』の担い手たちは、その環境にたいして、いわば自分の血となり肉となっている『倫理』の特質にしたがって特定の反応あるいは作用の仕方を示すことになる」(149ページ)とヴェーバーの考えを解釈し、説明している。

ヴェーバーの、「人々を内側から一定の方向に押し動かす機動力」=「エートス」は、先にみたヘーゲルの「主体的に意志する *Gesinnung*」にほとんど近いものと思われる。したがって、大塚氏による「エートス」の説明——とりわけ「内側からの起動力」という説明——を斟酌して、私はヘーゲルにおける〈*Gesinnung*〉を「志」ないしは「心指し」と訳するのが適当だと今のところ考えている。

ちなみに、金子武蔵氏は、ヘーゲル『精神の現象学』の翻訳の中で、〈*Gesinnung*〉を「心構え(心情)」と訳し、『精神の現象学』の内容にふれて次のような使用例を提出している——「人倫的心情とは、義なるものを格守する不動の態度をとるもの」、「(道徳的な)心構えといえども、行動に自分を現実化することに向かっている」(『精神の現象学』下巻、岩波書店、「事項索引」34ページ)。

また高田純氏は、「人倫的心根」のように〈*Gesinnung*〉を「心根」と訳している(高田純『承認と自由——ヘーゲル実践哲学の再構成——』未来社、258ページ)。

金子氏や高田氏の「心構え(心情)」、「心根」等は魅力的な訳語であるが、人々の信念となり、彼らの

内面から突き動かすような状況を説明するには、「志」や「心指し」のほうが適当なように私は考える。

- 4) プラトンはその『国家』において、非自由人=奴隷と自由人=国家公民（ポリスの市民）を区別する。その上で、ポリスにおける市民の正義（善く、正しく生きること）を主題的に叙述している。

プラトンが正義の基礎として強調するのは、市民各人が「自然本来の素質」に基づいた分業を行ない、そして「自己本来の〔1つの〕仕事」に専念し、「本務へ専心」ということである。その分業の区分は、ポリスを構成する次の3つの階層とされる。

第1の階層は、ポリスの政務管理を行なうに適した少数の人たちで、「守護・統治者」層である。第2の階層は、それより多くの人で軍事的防衛に従事する「戦士」であって、これはポリスを守る補助者層である。第3の階層は、それ以外の大多数の市民で、「農夫・職人・商人」などポリスのさまざまな欲求を満たす活動に従事する層である。（プラトン『国家』、藤沢令夫訳、岩波文庫（上）、134～302ページ参照）

これら3つの階層は、先に指摘したように市民各人の生まれつきの素質に基づいて決定されているのであるから、階層・分業間での移動はできないであろう。したがって、これら階層は職業選択の自由のもとにあるのではなく、「身分」としての意味あいの方が濃厚である。（ヘーゲルの〈Stand〉は一般に「身分」と訳されているが、職業選択の自由が認められているので、注2でも強調したように、「(社会)階層」の訳が適当である。）

それ故、このような内容をふまえた上でヘーゲルは『法・権利の哲学』において、プラトンの『国家』における考えを次のように指摘し、批判した——「プラトンの『国家』では、お上はまだ諸個人に職務を指定しているから、主体的自由はまだ少しも重んじられていない。多くの東洋の国家では、この指定は生まれによって行なわれる。しかし主体的自由は顧慮されなくてはならないのであって、この主体的自由にとっては、諸個人が自由に選択するということが必要なのである」（Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, Hegel Werke 7, S. 410. 邦訳前掲書〔藤野・赤沢訳〕、492ページ）。

- 5) 〈論評〉においても述べたが、本節でのヘーゲルの叙述のポイントは次のことである。すなわち、個人が「ひとかどの人物」とであると社会的に承認されるのは、市民社会の成員となり、みずからの「活動、勤勉、技能」により一定の職業・労働に従事することによってである。そして各人は、己の労働が社会に役立っている＝「普遍的なものと媒介する」という「誇り」をもつようになるとヘーゲルは強調した。

私がここで〈注〉として特に取り上げたのは、ヘーゲルがこうした社会的労働への参画と連関づけて「承認」論を展開し、さらには社会的労働と関わって人間としての「誇り」を強調した点が重要だと考えたからに他ならない。ひとかどの人物として他人から認められ、社会的に評価される、また人間として「誇り」をいなく——こうした原因は様々に考えられるであろうが、ヘーゲルのように社会的労働への参画、一定の職業集団への関与との関わりで考慮するのが最も基本的で、堅実なものと思われる。

なお、高田純氏の『承認と自由——ヘーゲル実践哲学の再構成——』（未来社）は、承認論をテーマにして初期ヘーゲルから後期ヘーゲルまでを整理した画期的な研究書である。この書の中で、高田氏も「職業倫理と承認」というタイトルで、ヘーゲルの当該個所の重要な意義を強調している（同書、258～259ページ参照）。

（以下次号）